

仕様書

第1 件名
令和元年度東京の観光公式サイト「GO TOKYO」オンラインマーケティング業務委託

第2 契約期間
契約締結日の翌日から令和2年3月31日まで

第3 履行場所
公益財団法人東京観光財団（以下「TCVB」という。）の指定する場所

第4 目的
TCVBの運営する東京の観光公式サイト「GO TOKYO (<https://www.gotokyo.org/>)」（以下「サイト」という。）への旅行前の海外利用者の新規訪問及び再訪の拡大を図る。対象はサイトの主な利用層である英語圏及び、訪都に対して潜在的な意欲が高いとされるアジアの利用者とする。各ユーザーに訴求する広告を実施することにより、同対象の訪都意欲の醸成を目指す。また、今後利用可能なマーケティングリストの収集等、内部データの収集・拡充を行う。

第5 委託内容
サイトへの流入を目的として、東京の魅力が海外での確に伝わるように、以下のとおりオンライン広告を実施すること。

1 検索サイト・SNS・アプリ等へのオンライン広告掲出

(1) 広告設計及びスケジュールの策定

実施に当たり以下のポイントを整理して提案し、TCVBの承認を経て決定すること。

ア) ターゲット

訪都旅行を計画中又は訪都旅行に関心のある、訪都前の①から③の対象に向けた広告とすること。①と②はそれぞれターゲットとする国を1つ以上選定し、理由とともに提案すること。ランディングページは効果的なページを提案し、TCVBと協議の上で決定すること。

No.	区分	ターゲット詳細	ランディングページ
①	英語版 (米豪)	アメリカ、オーストラリアから1つ以上	https://www.gotokyo.org/en/ 配下
②	英語版 (アジア)	フィリピン、マレーシアから1つ以上	
③	繁体字版及 びタイ語版	台湾	https://www.gotokyo.org/tc/ 配下
		タイ	https://www.gotokyo.org/th/ 配下

イ) 広告掲出媒体

前述 ア) で選定したターゲットの居住国・地域において、適切かつ高い広告効果の見込まれる検索サイト・アプリ・SNS等を1つ以上選定し、選定理由と共に提案すること。SNSについては以下に記載の、TCVBが運営するアカウント活用を可能とする。

- ・英語版Facebook : <https://www.facebook.com/TokyoFanClub>
- ・英語版Twitter : <https://twitter.com/GOTOKYOofficial>
- ・中国語繁体字版Facebook : <https://www.facebook.com/TokyoFanClub.cht>
- ・タイ語版Facebook : <https://www.facebook.com/GoTokyo.th>

ウ) 広告枠・出稿方式

適切、かつ、高い広告効果の見込まれる方式を選定理由とともに具体的に提案すること。
新たに広告アカウントの開設等が必要な場合は、受託者の責任及び費用負担において実施すること。

なお、Google広告を利用する場合、平成30年度に蓄積したリマーケティング用のオーディエンスリストの活用を可能とする。

エ) 掲出スケジュール

広告の掲出スケジュールを作成し、TCVBの承認を得ること。実施時期は仕様書 第2「契約期間」の中で、事業目的に照らして効果的となる期間を設定すること。

(2) 広告デザイン・原稿の制作

ア) デザイン

バナー等のデザインが必要な広告を掲出する際は、当該言語圏で訴求力の高いデザインを提案し、制作すること。デザインはTCVBと協議の上決定すること。

イ) 原稿、キャッチコピー等

提案する言語を母国語とする者、又は同等レベルの者から監修を受け、ユーザーにとって違和感なく訴求性の高い表現とすること。

(3) 効果測定・報告

掲出した広告の実施効果を測定し、以下のとおり報告すること。

ア) 期間：週次・月次・最終報告を基本とすること。

イ) 測定ツール：原則として、現在TCVBで使用しているサイト解析ツールであるGoogle Analyticsを用いること。なお、パラメータや広告計測タグの設定等、測定に際して必要な準備がある場合は受託者の責任及び費用負担において実施すること。

ウ) 内容：最終報告には、数値状況・要因分析・取得された知見を必ず含めること。

2 数値の保証及び広告効果の最適化

(1) 数値の保証について

オンライン広告によるサイトへの流入数について、以下のとおり確保すること。

単位：ユニークユーザー

区分	合計	①英語版（米豪） 内訳目安	②英語版（アジア） 内訳目安	③繁体字版及びタイ 語版 内訳目安
ユニークユーザー (UU)獲得数	4,240,000 【保証】	296,800	2,247,200	1,696,000
(うちリピーター 獲得目標数)	(424,000)	(29,680)	(224,720)	(169,600)

- ・ 上記合計ユニークユーザー獲得数を保証すること。また、そのうち、リピーター獲得数を目標とすること。

- ・ 前述1（1）ア）で設定したターゲット①から③について、上記の数値を内訳目安とすること。内訳の調整は企画提案時及び事業実施中に可能だが、原則として①英語版（米豪）を優先させること。また、TCVBと事前に協議の上で決定すること。
- ・ 当該数値は月単位の計測による積み上げ値とする。計測は 前述 1（3）イ）の測定ツールを用いて行い、広告をクリックしたものの、サイトへ流入する前に離脱したユーザー数は含めないこととする。

（2）広告効果の最適化への取組

（1）の数値達成のために必要のある場合は、広告手法・頻度・デザイン等の柔軟な見直しやABテストの実施、追加措置等を図り、効果を最適化すること。また、広告効果を高めるに当たり、例えばサイトのネットワーク環境の最適化など、付加的な施策として具体的な手法があれば提案すること。これらの取組は、本事業の委託の費用内において行うこと。

3 その他

1及び2のそれぞれに係る広告の設定費、制作費、測定費等の一切は本委託費用に含まれるものとする。

本事業において新たに広告アカウント等を開設した場合、広告の実施状況を確認するため、Web 広告媒体の管理画面を確認可能な媒体においては、カスタマーIDとパスワードをTCVBに開示すること。事業終了後はTCVBが当該アカウント等の保有権を持つものとする。

また、TCVBがデータ（クッキー等）を蓄積できるよう、適宜設定を行い、広告配信を行うこと。Google広告を利用する場合、リマーケティングタグとリマーケティングリストをTCVBへ共有すること。

第6 実施体制

受託者は本委託を効果的、かつ、効率的に履行するため、以下の点に留意すること。

- （1） 本事業の実施体制を明確化し、体制管理を徹底すること。
- （2） 業務に当たって、書類の管理や記録など必要な書類・データ管理を行うこと。
- （3） 東京の観光産業全体の振興に資するよう、可能な限り公平、かつ、専門的な視点で事業を運営すること。

第7 第三者委託

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、事前に文書によりTCVBと協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

第8 作成物に関する権利の帰属

- 1 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- 2 本委託の履行に伴い発生する全著作物（地図及び第三者があらかじめ著作権を保有している図・写真を除く。）に関する一切の権利は、TCVBに帰属する。
- 3 本委託により得られた全著作物（地図及び第三者があらかじめ著作権を保有している図・写真を除く。）について、東京の観光に資することを目的として、TCVBが指定するPRツール及びTCVBが認めた各関係団体、施設には同事業者の許可なく、無償で使用できるとし、TCVBが使用に当たって、著作物の加工が必要と判断した場合は同事業者の許可なく加工でき

ることとする。

4 本件委託により得られる著作物の著作権者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作権者人格権についても行使させないことを約するものとする。

5 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。

6 1から5までの規定は、第7「第三者委託」により、第三者に委託した場合も適用する。

7 その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

第9 委託事項の遵守・守秘義務

1 受託者は、本契約業務の実施に当たって、関係法令、条例、規則等を十分に遵守すること。

2 受託者は、本契約の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。

第10 個人情報の保護

1 受託者は、本契約の履行に当たり、TCVBの保有する個人情報の取扱いについては、【別紙】「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。

2 受託者は、本契約の履行に関連する受託者独自の個人情報の取扱いについては、前記「個人情報に関する特記事項」の規定に準じて、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第11 提供資料の管理・取扱

1 取得した資料の情報管理は徹底し、内容を第三者に漏らしてはならない。

2 今回の企画提案においてのみ使用し、委託終了後は速やかに提供された情報及び関連するデータを破棄・消去しなくてはならない。

3 情報の漏えい等によりTCVBに損害を及ぼした場合はその損害を賠償しなくてはならない。

第12 支払方法

委託業務完了後に受託者からの請求に基づいて行う。

第13 その他

1 TCVBが必要と認めるときは、受託者と協議の上、本契約の内容を変更することができる。

2 契約の履行で不明な点がある場合は事前にTCVBと協議し、これを確定すること。

3 TCVBは必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名および契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。

以上